2　平成三十一年十月一日から平成三十五年九月三十日までの間における前項の規定の適用については、同項中「又は改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新法」という。）別表第一第一号に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、「行う新法」とあるのは「行う改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新法」という。）」とする。

附則第十二条第一項中「（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次項において同じ。）」を削る。

附則第十三条中「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）」を「二十四年消費税法改正法」に、「並びに第十四条第一項」を「、第十四条第一項」に、「同法」を「二十四年消費税法改正法」に改め、「含む。）」の下に「並びに第十六条の二第一項」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行令第十八条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）及び附則第三条の規定　平成三十年七月一日

二　附則第四条第五項から第七項までの規定　平成三十一年十月一日

三　第一条中消費税法施行令第十八条の改正規定（同条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）を除く。）、同令第十八条の二の改正規定、同令第十八条の三第一項の改正規定、同令第十八条の四を同令第十八条の五とし、同令第十八条の三の次に一条を加える改正規定及び同令第六十三条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条第一項から第四項までの規定　平成三十二年四月一日

四　附則第十五条から第十九条までの規定　平成三十三年十月一日

五　第一条の規定（同条中第一号及び第三号に掲げる消費税法施行令の改正規定並びに同令第一条第四項の改正規定、同令第六条第一項第九号の改正規定（同号イ中「別表第一第二号」を「別表第二第二号」に改める部分を除く。）、同令第十条第三項第六号の改正規定、同令第十四条の二第三項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同令第二十八条第九項の改正規定、同令第三十一条（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十二条の改正規定、同令第三十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十三条、第三十四条（見出しを含む。）、第三十五条（見出しを含む。）及び第三十六条第四項の改正規定、同令第三十六条の二（見出しを含む。）の改正規定、同令第三十七条（見出しを含む。）の改正規定、同令第四十六条第一項の改正規定並びに同令第四十九条第五項第三号の改正規定を除く。）及び第二条の規定並びに附則第六条から第十四条まで及び第二十条から第二十六条までの規定　平成三十五年十月一日

（資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定に関する経過措置）

第二条　平成三十年四月一日から平成三十五年十月一日（以下「三十五年施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の消費税法施行令（以下「新令」という。）第六条第一項第九号ハの規定の適用については、同号ハ中「別表第二第二号」とあるのは、「別表第一第二号」とする。

（輸出物品販売場で譲渡する物品に関する経過措置）

第三条　第一条の規定（同条中消費税法施行令第十八条第五項の改正規定（同項を同条第三項とする部分を除く。）に限る。）による改正後の消費税法施行令（次項において「三十年新令」という。）第十八条第五項の規定は、平成三十年七月一日以後に行われる課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

2　平成三十年七月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における三十年新令第十八条第五項の規定の適用については、同項中「前二項、第十二項及び第十三項」とあるのは「第一項、第二項、第七項及び第八項」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは「第二項第二号ロ」とする。

（輸出物品販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置）

第四条　新令第十八条から第十八条の四までの規定は、平成三十二年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

2　平成三十二年三月三十一日までに第一条の規定による改正前の消費税法施行令（第四項及び次条において「旧令」という。）第十八条第二項第一号ハの規定により提出を受けた旅券等の写し（同号ハに規定する旅券等の写しをいい、同条第四項の規定により提供を受けた同項に規定する電磁的記録を含む。第四項において同じ。）に係る同条第九項の規定による保存については、なお従前の例による。

3　新令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が新令第十八条及び第十八条の三の規定により行うこととされる新令第十八条第六項に規定する免税販売手続は、平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

4　平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日までの間に前項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における旧令第十八条第二項第一号ハの規定により提出を受けた旅券等の写しに係る同条第九項の規定による保存については、なお従前の例による。

5　新令第十八条第二項第一号に規定する市中輸出物品販売場を経営する事業者は、平成三十二年四月一日前においても、同条第六項の規定の例により、同項の規定による届出を行うことができる。

6　新令第十八条の四第四項の承認を受けようとする事業者は、平成三十二年四月一日前においても、同条第五項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。

7　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があった場合には、平成三十二年四月一日前においても、新令第十八条の四第六項から第八項までの規定の例により、同条第六項の規定による承認、同条第七項の規定による承認の取消し及び同条第八項の規定による通知（以下この項において「承認等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた承認等は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

（長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置）

第五条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この条において「改正法」という。）附則第四十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条の規定に基づく旧令第三十一条、第三十二条第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十三条第一項ただし書（同条第三項及び第四項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二項、第三十三条から第三十五条まで並びに第三十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第三十一条中「法」とあるのは「旧効力消費税法（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。第三十七条において「三十年改正法」という。）附則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。次条、第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条において同じ。）」と、旧令第三十二条第一項中「につき法」とあるのは「につき旧効力消費税法」と、「所得税法第六十五条第一項ただし書（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書（長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間若しくは同条第三項」とあるのは「旧効力法人税法（三十年改正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法人税法をいう。第三十七条において同じ。）第六十三条第三項」と、「これらの」とあるのは「当該」と、同条第二項中「法第十六条